

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書					事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名					
外 国 関 係 会 社 の 名 称					1		特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る控除対象外国関係会社に係る	適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の二)「26」)		8			
本たの 店る所 又事在 は務主 所	国 名 又 は 地 域 名				2			子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		9			
	所 在 地				3			控 除 対 象 配 当 等 の 額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		10			
事 業 年 度					4	・ ・		調 整 適 用 対 象 金 額 (8) + (9) + (10)		11			
外 国 法 人 税	税 種 目				5			課 税 対 象 金 額 (別表十七(三の二)「28」)		12			
	外 国 法 人 税 額				6			$\frac{(12)}{(11)}$		13	%		
	増 額 又 は 減 額 前 の 事 業 年 度 の (6) の 金 額				7			$(6) \times (13)$		14			
外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る控除対象	特定外国関係会社	適 用 対 象 金 額 (55)				15		外国金融子会社等に係る控除対象外国法人税額の計算	特又会の定は社と外対にし 国象該た 関外当場 係国す合 会関る 社係も	適 用 対 象 金 額 (55)		24	
		子会社から受ける配当等の額 ((46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)				16				子会社から受ける配当等の額 ((46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		25	
		控 除 対 象 配 当 等 の 額 ((47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)				17				控 除 対 象 配 当 等 の 額 ((47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		26	
	調 整 適 用 対 象 金 額 (15) + (16) + (17)				18		調 整 適 用 対 象 金 額 (24) + (25) + (26)		27				
	部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「7」)				19		金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)		28				
	部 分 課 税 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「9」)				20		金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)		29				
	$(20) \leq (18)$ の場合 $\frac{(20)}{(18)}$				21	%	$(29) \leq (27)$ の場合 $\frac{(29)}{(27)}$		30	%			
	$(20) > (18)$ の場合 $\frac{(20)}{(19)}$				22	%	$(29) > (27)$ の場合 $\frac{(29)}{(28)}$		31	%			
	$(6) \times ((21) \text{又は}(22))$				23		$(6) \times ((30) \text{又は}(31))$		32				
	(12) と (14) のうち少ない金額、(20) と (23) のうち少ない金額又は(29) と (32) のうち少ない金額										33		
外異 国動 法した 人た 税場 額合 が	増 額 又 は 減 額 前 の 事 業 年 度 の (33) の 金 額										34		
	$(33) \geq (34)$ の場合 (33) - (34)										35		
	$(33) < (34)$ の場合 (34) - (33)										36	(円)	
課 税 対 象 金 額 等 に 係 る 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (33) 又は (35)										37	(円)		
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算													
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令					38	本邦法令・外国法令	減	控 除 対 象 配 当 等 の 額		47			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額					39					48			
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額					40		算			49		
						41			小 計		50		
					42		基 準 所 得 金 額 (39) + (44) - (50)		51				
					43		繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額		52				
	小 計				44		当 期 中 に 納 付 す る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額		53				
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額				45		当 期 中 に 還 付 を 受 け る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額		54				
	子会社から受ける配当等の額				46		適 用 対 象 金 額 (51) - (52) - (53) + (54)		55				

別表十七(三)の五

令六・四・一以後終了事業年度分